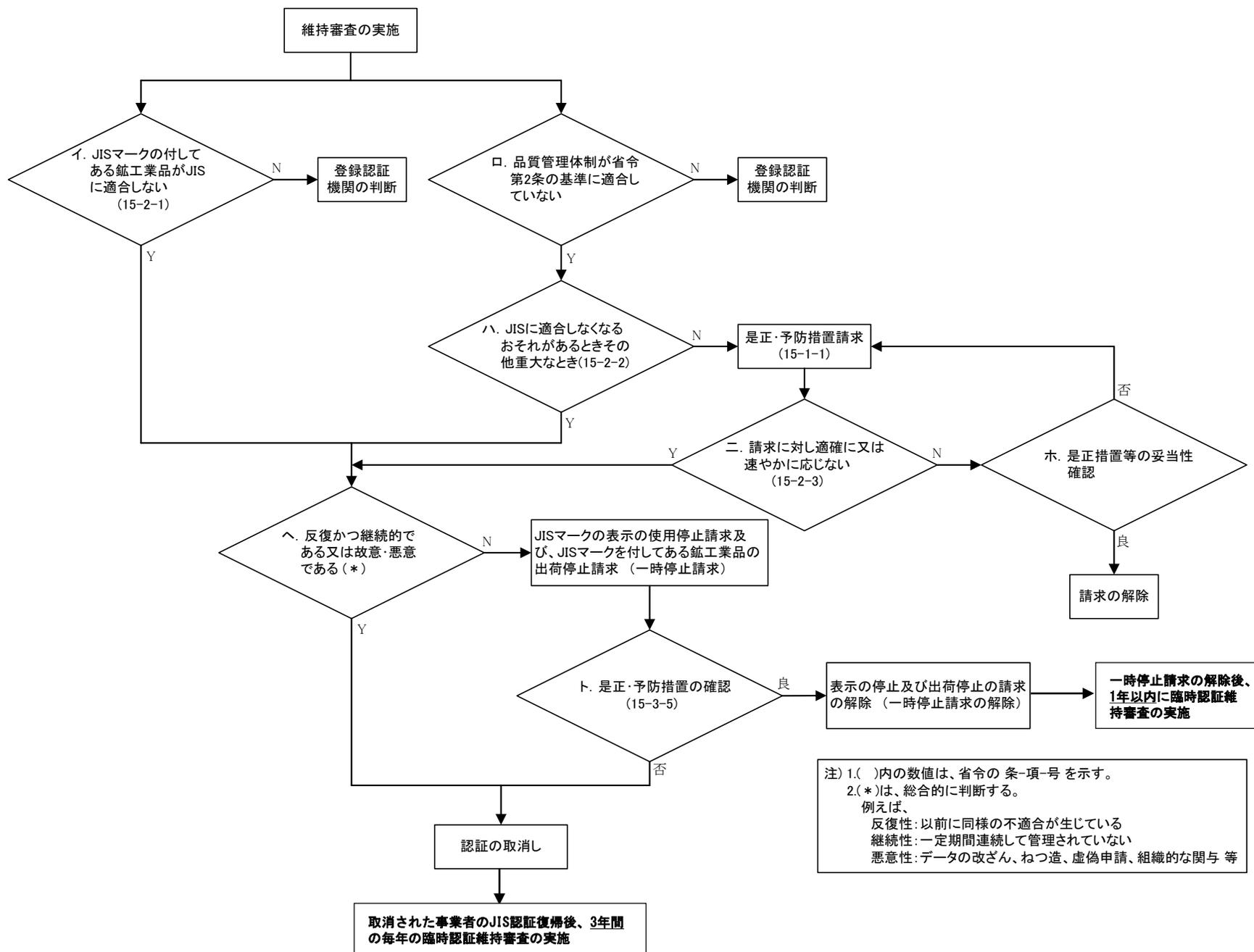


省令第15条第2項による製品認証の取消し・一時停止に係るフロー



注) 1.()内の数値は、省令の条-項-号を示す。
 2.(*)は、総合的に判断する。
 例えば、
 反復性: 以前に同様の不適合が生じている
 継続性: 一定期間連続して管理されていない
 悪意性: データの改ざん、ねつ造、虚偽申請、組織的な関与 等